

香川県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年 3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第15号

香川県予算規則の一部を改正する規則

香川県予算規則（昭和39年香川県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(予算関係事項の合議) 第12条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 金銭以外の寄附の採納に関する<u>こと(予算課長の指定するものを除く。)</u>。</p> <p>(7) 権利の放棄に関する<u>こと。</u></p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(予算関係事項の合議) 第12条 次に掲げる事項は、あらかじめ、予算課長に合議しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 金銭以外の寄附の採納に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 権利の放棄に関する<u>こと(政策部長の指定するものを除く。)</u>。</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。